

松江赤十字病院と松江市立病院との連携と協力に係る基本協定書

松江赤十字病院及び松江市立病院（以下「両病院」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、少子高齢化の急速な進展に対応し、松江圏域における医療提供体制の充実を図り、もって地域住民に、将来に亘り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供するため、両病院が、緊密に連携及び協力することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両病院は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 圏域における医療提供体制の整備・推進に関すること
 - (2) 両病院の機能の充実強化に関すること
 - (3) 人材の育成確保及び医療資源の有効活用に関すること
 - (4) その他、圏域の医療の推進及び地域医療構想の実現に関すること
- 2 前項の連携協力に係る具体的な内容については、両病院が協議の上、別に定めるものとする。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、「松江赤十字病院及び松江市立病院連携推進会議（仮称）」を設置する。

- 2 連携推進会議は、地域医療構想の実現に向け、松江地域保健医療対策会議と密接に連携することとし、その構成及び運営に関する事項は、両病院が協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

- 2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両病院が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、両病院の代表者が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年12月20日

松江市母衣町200番地

松江赤十字病院

院長

大居 慎



松江市乃白町32番地1

松江市立病院

病院長

入江 隆



立会人署名

松江市末次町86番地

松江市長

上 定 昭 仁